

# **U-CALL MAX利用規約**

**令和3年4月1日版**

株式会社U-NEXT（以下、「当社」といいます）は、このU-CALL MAX利用規約（以下、「本規約」といいます）に基づき、当社の「U-CALL MAX」サービス（以下、「本サービス」といいます）を提供します。

## 第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- （１） 「利用者端末」とは、利用者がU-mobile MAX通話プラスの利用に用いる端末機器であって、当社がU-mobile MAX利用規約に基づき貸与する音声通話対応SIMカードを装着したものをいいます。
- （２） 「提携サービス」とは、本サービスを提供するために、当社が提携先から提携を受けるサービスをいいます。

## 第2条（本サービスの提供）

1. 本サービスは、本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます）が発信先電話番号の先頭に特定の番号を追加して利用者端末から発信することにより音声通話を行うことができるサービスです。本サービスの音声通話料、別紙料金表に定める額とします。
2. 本サービスは、U-mobile MAX通話プラスの提供を受けるための契約が当社との間に成立している方に限り利用できます。

## 第3条（本サービスの利用に必要な手続きおよび本規約への同意）

1. 本サービスを利用するには、提携サービスを提供する提携先に対して利用者がU-mobile MAX通話プラスの利用に用いる電話番号を通知する必要があります。ただし、かかる手続きは当社が利用者に代わり行うものとし、本サービスの利用には、本項に定める以外の手続き（申込手続き、登録手続き等）は不要とします。
2. 本サービスは、利用者が本規約に同意のうえ、利用者端末に当社の専用アプリ「U-CALL MAX」（以下、「本通話アプリ」といいます）をインストールすることにより、利用することができます。

3. 本サービスを一度でも利用した方は、本規約に同意したものと扱います。また、前項に定める本通話アプリのインストールをされた方は、インストールをしたことをもって本規約に同意したものと扱います。

#### 第4条（本通話アプリの利用）

1. 当社は、利用者が、本サービスの利用のために本通話アプリを使用することを無償で許諾します。
2. 本通話アプリは、本サービスを利用するために必要な設定をU-mobile MAX通話プラスの利用に用いる利用者端末に対して行う等の機能を有します。本通話アプリの内容の詳細は当社が別途定めます。
3. 本通話アプリは、利用者がU-mobile MAX通話プラスを利用される利用者端末においてのみ利用することができます。
4. 利用者がU-mobile MAX通話プラスにて使用される電話番号の状態によっては、本ソフトウェアを利用しても本サービスを利用できない場合があります。
5. 本通話アプリをインストールされた場合でも、利用者が当社からU-mobile MAX通話プラスの提供を受けるための契約を当社と締結していない場合は、本サービスを利用することはできません。
6. 当社は、当社の裁量により、利用者の本通話アプリの特定の機能の利用を、利用者へ通知することなく制限することができます。
7. 利用者は、自己の費用と責任において、本通話アプリを利用しなければなりません。

#### 第5条（本規約の変更および本通話アプリの更新）

1. 当社は一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い利用者へ通知することにより、本規約の全部または一部を変更することができます。変更後に利用者が本サービスを利用した場合は、その利用者が変更後の本規約に同意したものと扱います。
2. 当社は、いつでも、利用者に対して事前の通知を行うことなく、本通話アプリの機能性または機能の追加、変更、削除を行うことができます。また、当社は、利用者が本通

話アプリをインストールされた利用者端末上で、利用者による操作を介することなく、利用者端末上の本通話アプリを自動的に更新する場合があります。本通話アプリの追加、変更、削除または更新により利用者に生じることのある損害について、当社は一切の責任を負いません。

3. 当社は、本通話アプリに関して、利用者に対して事前の通知を行うことなく、本通話アプリの一部または全ての機能の提供（アップデート版含む）およびサポートを終了することができます。かかる終了により利用者に生じることのある損害について、当社は一切の責任を負いません。

#### 第6条（第三者課金発信）

1. 本サービスは第三者課金サービスによる発信（以下、「第三者課金発信」といいます）となります。
2. 第三者課金発信は、通常発信と同等の通話品質を保証するものではありません。
3. 第三者課金発信では、緊急通報番号（110番、118番、119番）、ナビダイヤル（0570番）、国際電話および衛星船舶電話等の電話番号に発信することはできません。その他、第三者課金発信では発信できない番号があります。

第三者課金発信では発信できない番号
緊急通報番号（110番、118番、119番）など、ナビダイヤル（0570番）など、国際電話、衛星船舶電話、#番号（#7000番～#9999番）、事業者識別番号（00から始まる番号）、 国際ローミングサービスを利用して日本国外から発信する場合、第三者課金発信はご利用いただけません

#### 第7条（3分50回かけ放題オプション）

1. 利用者は、当社が別途定める申し込みの手続きを行うことにより、別紙に定める3分50回かけ放題オプションを利用することができます。3分50回かけ放題オプション

の利用に関する当社と利用者との契約を以下、「3分50回かけ放題オプション契約」といいます。

2. 利用者は、3分50回かけ放題オプションを、申し込みをした日から利用できるものとし、3分50回かけ放題オプション契約を締結した利用者は、3分50回かけ放題オプションの締結日が属する月から起算して、その3分50回かけ放題オプション契約の解除があった日が属する月までの各月の別紙に定める3分50回かけ放題オプション利用料を当社に支払うものとし、なお、3分50回かけ放題オプション利用料の日割りは行いません。
3. 利用者は、当社が別途定める方法に従い当社に通知することにより、3分50回かけ放題オプション契約を解除することができます。
4. U-mobile MAX通話プラスの利用契約が終了した場合、3分50回かけ放題オプションも同時に終了します。
5. 3分50回かけ放題オプションは本サービスの一部を構成し、本サービスに関する本規約の規定が適用されるものとし、

#### 第8条（本サービスの発信可能区域）

本サービスにより音声通話の発信を行うことができる区域は日本国内に限ります。

#### 第9条（権利の譲渡制限等）

利用者は、本サービスの提供を受ける権利（本通話アプリを利用する権利を含みます）を第三者に譲渡することができません。

#### 第10条（提供中止）

1. 当社は次のいずれかの場合には、あらかじめその旨を当社所定の方法により利用者に通知のうえ、本サービスの提供を中止することができます。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービスの提供中止を行うことができます。

(1) 当社または提携サービスの提供者の無線基地局設備、電気通信設備もしくは電気通信回線の保守または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱う必要がある場合

2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスの提供中止によるいかなる損害賠償も請求することはできません。

#### 第11条（提供停止）

1. 当社は次のいずれかに該当する利用者に対して、何らの通知もすることなく、本サービスの提供を停止することができます。

(1) 本規約上の義務の履行を現に怠りまたは怠るおそれがある利用者

(2) U-mobile MAX利用規約に基づきU-mobile MAX通話プラスの利用停止をされた利用者

(3) 本サービスの提供に使用される設備または回線に過大な負荷を与える行為その他この設備または回線の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行わせた利用者

2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスの提供停止によるいかなる損害賠償も請求することはできません。

#### 第12条（禁止事項）

利用者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 当社の事前の承諾なく、本サービスを不特定の第三者に利用させる行為

(2) 本サービスによる音声通話の発信に用いる電話番号を不正に使用する行為

(3) 故意に回線を保留したまま放置する等、通信の伝送交換に妨害をあたえる行為

- (4) 故意に多数の不完了呼を発生させ、または連続的に多数発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為
- (5) 不特定多数の者に対し、本人の同意を得ることなく、自動電話ダイヤリングシステムを用い、または合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝もしくは勧誘などの通信をする行為、または商業的宣伝もしくは勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為
- (6) 自動電話ダイヤリングシステムを用い、または合成音声もしくは録音音声等を用いて、他者が嫌悪感もしくは畏怖の念を抱く通信、または抱くおそれのある通信をする行為
- (7) 第三者または他者に迷惑もしくは不利益を及ぼす行為、または及ぼすおそれのある行為
- (8) 本通話アプリを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為、その他本ソフトウェアのソースコード、構造、アイデア等を解析するような行為
- (9) 本通話アプリを改変または改造する行為
- (10) 本通話アプリの第三者への販売、譲渡、貸与または使用許諾
- (11) 本通話アプリまたはその複製物の日本国からの輸出行為
- (12) バックアップ目的以外での本通話アプリの複製
- (13) 本通話アプリに含まれる、または本通話アプリの実行画面上に表示される、著作権表示その他権利表示の除去または改変
- (14) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
- (15) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

### 第13条（当社による利用契約の解除）

当社は、利用者が本規約のいずれかの定め違反し、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼす場合、またはそのおそれがある場合、利用者の本サービス利用契約を解除することがあります。

#### 第14条（本サービスの利用料金の支払い）

1. 利用者は、本サービスの利用の対価として、当社が別紙に定める本サービスの利用料金を当社にお支払いいただきます。なお、利用料金の支払いについては、U-mobile MAX 利用規約に定める月額費用の支払に関する規定を準用します。
2. 利用者は、本サービスの利用料金の支払いを不法に免れた場合は、当社の請求に従い、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額割増金として支払うものとします。
3. 利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

#### 第15条（料金債務の存続）

本規約のいずれかの条項に基づく本サービスの提供終了があった場合、提供終了以前に本サービスの利用により発生した料金のうち、利用者が未だ支払いを完了していないものについては、その利用者が支払いを完了するまで、その支払義務が消滅することはありません。

#### 第16条（本サービスの利用不能による損害）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします）となり、当社が認知した事項から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その利用者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。



(1) 通話料（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日あたりの平均通話料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します）

3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項第1号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通話料とします。

4. 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切の責任を負わないものとします。

#### 第17条（無保証および免責）

1. 当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、利用者の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

2. 当社は本通話アプリを現状有姿で提供するものとし、本通話アプリに関して、エラーやバグ、不具合など瑕疵がないことの保証、第三者の権利を侵害しないことの保証、および可能性、信頼性、正確性、完全性、有効性に関する保証を含め、一切保証しません。

3. 当社は、当社の故意または重大な過失によるものを除くいかなる場合も、本サービスまたは本通話アプリに関連して生じる利用者の損害および第三者から利用者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について、一切の責任を負いません。

4. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているデータ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。当社はこれにより利用者に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。

5. 当社は、本規約等の変更により自営端末機器の改造または変更を要する事となる場合

であっても、その改造などに要する費用については負担しません。

#### 第18条（権利の帰属）

本サービスまたは本通話アプリに関する著作権等の知的財産権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社に帰属するものとします。

#### 第19条（反社会的勢力に対する表明保証）

1. 利用者は、サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 利用者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力に属していること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (3) 反社会的勢力を利用していること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当した利用者は、当社が当該解除により被った被害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

#### 第20条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に利用者に告知します。
3. 当社は第1項による本サービスの廃止により利用者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

#### 第21条（利用者情報等の取り扱い）

利用者には、利用者がU-mobile MAX利用規約に基づくU-mobile MAX通話プラスの提供を受けるための契約の申し込みに際して入力した事項および、本規約第4条第1項に定める電話番号（以下、総称して「利用者情報」といいます）を次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

- (1) 本サービスを提供すること
- (2) 前号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、利用者情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して利用者情報の取り扱いについて委託すること
- (3) 本サービスを提供するために必要な限りにおいて、当社に提携サービスを提供する提携先に利用者情報を提供すること、および当社に提携サービスを提供する提供先に登録されている利用者情報の削除手続きを利用者の希望に基づき当社が利用者に代わり行うこと。

#### 第22条（分離性）

本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約に関して疑義が生じた場合には、両社が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

#### 第23条（その他）

1. 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を利用者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。
2. 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約

もしくは本サービスに関する紛争または本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

本規約は平成29年4月1日から実施します。

令和3年4月1日 一部改定

以上

別紙

料金表

1. U-CALL MAX通話料金

通話料金	30秒あたり11円(税込)
------	---------------

2. 3分50回かけ放題オプション

月額料金	550円(税込)
------	----------

※3分50回かけ放題オプションとは、第三者課金発信による通話が、1回あたり3分まで、かつ、1日あたり50回まで無料となるサービスです。

※1回の通話時間が3分を経過した場合、超過した通話時間には通話料(第三者課金発信による)が発生します。

※1日の通話回数が50回を経過した場合、経過した通話には通話料(第三者課金発信による)が発生します。